

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いについて

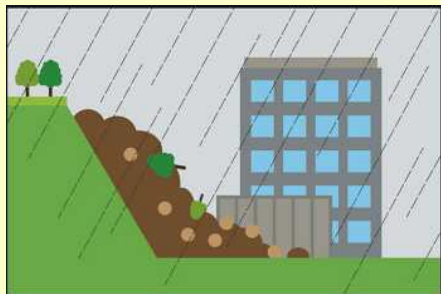
- 指定緊急避難場所と指定避難所の指定に際しては、以下の区別やそれぞれの指定基準等に十分留意の上、適切な指定をすること。(ただし、両者を兼ねて指定することも可能)

○指定緊急避難場所

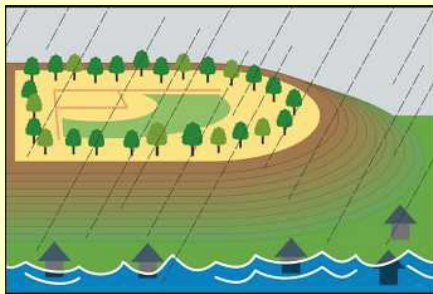
災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

土砂災害、洪水、津波、地震等の
災害種別ごとに指定が行われる。

【指定緊急避難場所のイメージ】



対象とする災害に対し、
安全な構造である
堅牢な建築物



対象とする災害の危険
が及ばない、グラウンド・
駐車場

○指定避難所

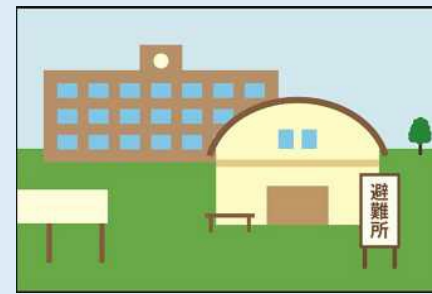
災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が
一定期間生活するための施設。

災害種別に限らず指定が行われる。
※災害種別を想定している場合もある

【指定避難所のイメージ】



公民館等の
公共施設



学校・体育館等の
公共施設